

23 日本農林規格等に関する法律(JAS法)に基づく酒類における有機の表示

酒類における有機の表示基準（平成12年国税庁告示第7号。以下「表示基準」といいます。）制度下においては、日本農林規格等に関する法律（以下、「JAS法」といいます。）におけるJAS規格に倣った有機酒類の生産行程等の基準を定め、それを満たす酒類については、民間機関が行う第三者認証がなくても、酒類製造者の判断で容器・包装への有機表示を可能としていました。

しかし、表示基準は、諸外国との有機認証制度の同等性認証の仕組みがなく、海外で日本産酒類に有機表示を行うためには、輸出に取り組む事業者が自ら輸出先国の有機認証を取得する必要があったため、事業者の手続面や金銭面の負担が大きい状況にありました。

そこで、令和3年から農林水産省とともに制度見直しに向けた調整を進め、令和4年5月にJAS法を改正し農林水産省と財務省の共管法令に見直すとともに、令和4年10月1日から有機JAS規格の対象に酒類を追加しました。

これに伴い表示基準は令和4年10月1日に廃止され、3年間の経過措置を経た令和7年10月1日以降は、酒類に「有機」、「オーガニック」等と表示する場合には有機JAS認証を取得し、有機JASマークを付すことが必要となっています（令和7年9月30日までに酒類の製造場から移出し又は保税地域から引き取った酒類については、引き続き表示基準に基づく表示を行うことができます。）。

1 日本農林規格等に関する法律（JAS法）（概要）

JAS法の目的は、食品等に規格を定めて普及することで品質の改善を図り、農林水産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することです。

JAS制度は、農林物資やこれらの取扱い等の方法についての日本農林規格（JAS）を国が定め、農林水産大臣（酒類については、農林水産大臣及び財務大臣）が登録した登録認証機関から認証を受けた事業者が、JASに適合することを証するマーク（JASマーク）を農林物資や事業者の広告などに付すことができるという制度ですが、この制度は、任意の制度であり、規格を満たしていても、JASマークを付すか付さないかは事業者の自由です。

現在、規格の内容に応じて次の4種類のJASマークが制定されています。

①	一般JAS（即席麺、製材、有機料理を提供する飲食店等の管理方法
②	特色JAS（熟成ハム、地鶏肉、青果市場の低温管理等
③	有機JAS（有機農産物、有機加工食品、有機畜産物、有機飼料、有機藻類）
④	試験方法JAS（生鮮トマト中リコペン等）

2 有機加工食品の生産の原則

酒類を含む有機加工食品の生産の原則は、有機加工食品のJAS規格において、「原材料である有機農産物、有機畜産物及び有機藻類の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、科学的に合成された添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産する」とされています。

3 有機酒類（有機加工食品のうち、JAS法第2条第2項第1号ロに規定する酒類に該当するもの）の生産の方法【有機加工食品のJAS規格】

(1) 原材料及び添加物

使用する原材料は、JAS法に基づき格付けをされた有機農産物、有機加工食品又は有機畜産物で

なければなりません。また、原材料及び添加物の重量に占める非有機原材料（食塩、水、加工助剤を除く）の使用割合が５％以下である必要があります。

(2) 添加物の使用割合

原材料及び添加物の重量に占める有機加工食品のＪＡＳ附属書Ｂに定める添加物のものの重量の割合が５％以下でなければなりません。

4 表示【有機加工食品のＪＡＳ規格】

(1) 名称の表示

有機加工食品の名称の表示は、次のいずれかの例によることとされています。なお、〇〇には、当該加工食品の一般的な名称を記載しなければなりません。

イ 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」

ロ 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」

(2) 原材料名の表示

使用した原材料のうち、有機農産物、有機加工食品又は有機畜産物にあつては、その一般的な名称の前又は後ろに「有機」等の文字を記載しなければなりません。

5 酒類の有機認証制度の同等性

有機認証について他国の制度を自国の制度と同等と認め、相手国の有機認証品を自国の有機認証品として取り扱う国家間の取決めのことで、この「有機同等性」が認められれば、他国・地域の有機認証を自国の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能となります。

なお、有機同等性の承認の有無による、有機酒類の輸出時の取扱いの違いは次のとおりです。

(1) 有機同等性が認められていない場合

日本の事業者は、輸出先国・地域の有機認証を受けなければ、「Organic」等と表示した酒類を輸出することができない。

(2) 有機同等性が認められている場合

日本の事業者は、ＪＡＳ法に基づく認証を受ければ、同等国の認証を受けずに「Organic」等と表示した酒類を輸出することができる。

(参考1) JAS 法における有機酒類の表示例

お酒は二十歳になってから  (注2) 認証機関名 認証番号	(注3) 有機純米吟醸酒 〇〇 正宗	【製造等の要件】(注1) (原材料) 有機 JAS 格付の有機農産物等を 95%以上使用 (添加物) 有機加工食品の日本農林規格別表 1 (令和 5 年 4 月 1 日以後は別表 1-2) に定める添加物であって製造に必要な最小限量 (生産行程管理) 有機加工食品の日本農林規格に定める生産の方法
品目 清酒 (注3) 原材料名 (注4) 有機米 (国産)、有機米こうじ (国産米) 精米歩合 60% 製造者 △△酒造株式会社 ○〇県○〇市○ 内容量 360ml アルコール分 15 度以上 16 度未満 製造年月 令和 8 年 3 月		

(注1) 有機加工食品の日本農林規格 (令和 4 年 9 月 1 日財務省・農林水産省告示第 18 号) に定めるところによる。

(注2) 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式及び表示の方法 (令和 4 年 9 月 28 日財務省・農林水産省告示第 24 号) に定めるところによる。

(注3) 酒類に係る有機等の名称の表示は、酒類の品目の表示とは別に、当該酒類の一般的な名称に併せて表示する。

(注4) 酒類に係る原材料名の表示は、有機加工食品の日本農林規格第 5 条の規定に従い、原材料名として表示すべき名称に「有機」等の文字を記載する。また、「転換期間中」の記載についても、同様とする。

(参考2) 酒類の有機認証制度の同等性

酒類の有機認証制度の同等性

令和7年10月
国 税 庁

- 令和 7 年 1 0 月 1 日から、農林規格等に関する法律 (JAS法) に基づく認証を受けた有機酒類について、「有機 (organic)」と表示して、英国及び米国へ輸出が可能になる。
- 英国、米国、豪州及びニュージーランドによる認証を受け、輸入された有機酒類については、JAS制度に基づき「有機」等と表示可能になる。

(令和7年10月1日現在)

期待される効果

- 有機JAS認証の取得により、相手国での追加認証が不要となり、輸出に伴う手数料や手続の負担が軽減され、事業者にとって実務上の利便性が向上
- 米国・EU等の海外市場では有機食品市場が拡大しており、日本産有機酒類がこれらの市場に参入可能
- 日本における有機酒類のブランド確立及び日本産酒類のブランド多角化につながり、更なる産業振興及び競争力が向上

有機同等性を相互承認した国・地域

国・地域	発効日
カナダ	令 5 年 8 月 31 日
台湾	令 6 年 1 月 1 日
EU	令 7 年 5 月 18 日
英国	令 7 年 10 月 1 日
米国	

日本への輸入について有機同等性を承認した国

国・地域	発効日
豪州	令 7 年 10 月 1 日
ニュージーランド	

※スイスについては、有機酒類に係る有機同等性を相互承認していないが、有機ワイン (ぶどう酒) を除く有機酒類について、有機加工食品として有機同等性により、スイスへ輸出可能。一方、有機同等性による日本への輸入は不可。